

改正案	現行
<p>（貸付事業の運営に関する措置）</p> <p>第五十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第十二号に規定する「みなし利息」とは、礼金、割引金、手数料、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、金銭の貸付けに關し債権者の受ける元本以外の金銭（契約の締結及び債務の弁済の費用であつて、次に掲げるものを除く。）のうち、金銭の貸付け及び弁済に用いるため債権者に交付されたカードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として次項で定めるものを除いたものをいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料（現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、当該イ及びロで定める額（消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額（次項において「消費税額等相当額」という。）を含む。）の範囲内ものに限る。）</p>	<p>（貸付事業の運営に関する措置）</p> <p>第五十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第十二号に規定する「みなし利息」とは、礼金、割引金、手数料、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、金銭の貸付けに關し債権者の受ける元本以外の金銭（契約の締結及び債務の弁済の費用であつて、次に掲げるものを除く。）のうち、金銭の貸付け及び弁済に用いるため債権者に交付されたカードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として次項で定めるものを除いたものをいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料（現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、当該イ及びロで定める額（消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額（次項において「消費税額等相当額」という。）を含む。）の範囲内ものに限る。）</p>

<p>イ 一万円以下の額 百八円</p> <p>ロ 一万円を超える額 二百十六円</p> <p>4 1 3（略）</p> <p>（資産の部の区分）</p> <p>第八十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 次に掲げる資産 その他固定資産</p> <p>イ 関係団体等出資金（事業遂行上の必要に基づき保有する法人等の株式及び持分その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 長期保有有価証券（満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもつて保有する債券であつて満期まで所有する意図をもつて取得したもの）をいう。以下同じ。）その他の流動資産又は関係団体等出資金に属しない有価証券をいう。）</p> <p>ハ 長期貸付金</p> <p>ニ 長期前払費用</p> <p>ホ 前払年金費用（連結貸借対照表にあつては、退職給付に係る資産）</p> <p>ヘ 次に掲げる繰延税金資産</p> <p>(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくはその他固定資産に属する</p>	<p>イ 一万円以下の額 百五円</p> <p>ロ 一万円を超える額 二百十円</p> <p>4 1 3（略）</p> <p>（資産の部の区分）</p> <p>第八十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 次に掲げる資産 その他固定資産</p> <p>イ 関係団体等出資金（事業遂行上の必要に基づき保有する法人等の株式及び持分その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 長期保有有価証券（満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもつて保有する債券であつて満期まで所有する意図をもつて取得したもの）をいう。以下同じ。）その他の流動資産又は関係団体等出資金に属しない有価証券をいう。）</p> <p>ハ 長期貸付金</p> <p>ニ 長期前払費用</p> <p>ホ 次に掲げる繰延税金資産</p> <p>(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくはその他固定資産に属する</p>
---	--

資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産
(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩されると認められないもの

ト) その他の資産であつて、その他固定資産に属する資産とすべきものの

五 (略)

4 (略)

(負債の部の区分)

第八十二条 (略)

2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする

一 (略)

二 次に掲げる負債 固定負債

イ 長期借入金(前号二に掲げる借入金を除く。)

ロ 引当金(資産に係る引当金、前号リに掲げる引当金及びハに掲げる退職給付引当金を除く。)

ハ 退職給付引当金(使用人が退職した後、当該使用人に退職一時金

退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。第百四十九条第二項第一号イにおいて同じ。)(連結貸借対照表にあつては、退職給付に係る負債)

二 次に掲げる繰延税金負債

(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくはその他固定資産に属する

資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産
(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、一年内に取り崩されると認められないもの

ト) その他の資産であつて、その他固定資産に属する資産とすべきものの

五 (同上)

4 (同上)

(負債の部の区分)

第八十二条 (略)

2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする

一 (略)

二 次に掲げる負債 固定負債

イ 長期借入金(前号二に掲げる借入金を除く。)

ロ 引当金(資産に係る引当金及び前号リに掲げる引当金を除く。)

(新設)

ハ 次に掲げる繰延税金負債

(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくはその他固定資産に属する

資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認められないもの

ホ) ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号ルに掲げるもの以外のもの

ヘ) 資産除去債務のうち、前号ヲに掲げるもの以外のもの

ト) その他の負債であつて、流動負債に属しないもの

(純資産の部の区分)

第八十四条 (略)

2~6 (略)

7 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目に細分しなければならぬ。ただし、第三号に掲げる項目は、連結貸借対照表に限る。

一 その他有価証券評価差額金(純資産の部に計上されるその他有価証券(売買目的有価証券、満期保有目的の債券並びに子法人等及び関連法人等の株式以外の有価証券をいう。以下同じ。))の評価差額をいう。以下同じ。)

二 繰延ヘッジ損益(ヘッジ手段(資産若しくは負債又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。))に係る損益又は時価評価差額であつて、ヘッジ対象(ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。))に係る損益が認識されるまで繰り延べ

資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認められないもの

二) ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号ルに掲げるもの以外のもの

ホ) 資産除去債務のうち、前号ヲに掲げるもの以外のもの

ト) その他の負債であつて、流動負債に属しないもの

(純資産の部の区分)

第八十四条 (略)

2~6 (略)

7 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目に細分しなければならぬ。

一 その他有価証券評価差額金(純資産の部に計上されるその他有価証券(売買目的有価証券、満期保有目的の債券並びに子法人等及び関連法人等の株式以外の有価証券をいう。以下同じ。))の評価差額をいう。以下同じ。)

二 繰延ヘッジ損益(ヘッジ手段(資産若しくは負債又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。))に係る損益又は時価評価差額であつて、ヘッジ対象(ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。))に係る損益が認識されるまで繰り延べ

られているものをいう。以下同じ。）

三 退職給付に係る調整累計額

8 前項第三号に掲げる退職給付に係る調整累計額に計上すべきものは、次の各号に掲げる項目の額の合計額とする。

- 一 未認識数理計算上の差異
- 二 未認識過去勤務費用

三 その他退職給付に係る調整累計額に計上することが適当であると認められるもの

第一百七条 連結純資産変動計算書については、この条に定めるところによる。

2・3 (略)

4 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目に細分することができる。

- 一 その他有価証券評価差額金
- 二 繰延ヘッジ損益
- 三 退職給付に係る調整累計額

5・6 (略)

7 第四項第三号に掲げる退職給付に係る調整累計額に計上すべきものは、次に掲げる項目の額の合計額とする。

- 一 未認識数理計算上の差異
- 二 未認識過去勤務費用

三 その他退職給付に係る調整累計額に計上することが適当であると認められるもの

られているものをいう。以下同じ。）

(新設)

(新設)

第一百七条 連結純資産変動計算書については、この条に定めるところによる。

2・3 (略)

4 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目に細分することができる。

- 一 その他有価証券評価差額金
- 二 繰延ヘッジ損益

5・6 (略)

(新設)

められるもの

(負債の評価)

第四百九十九条 負債については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならぬ。

2 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。

- 一 次に掲げるもののほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金
- イ 退職給付引当金

ロ 返品調整引当金（常時、供給するたな卸資産につき、当該供給の際の価額による買戻しに係る特約を結んでいる場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）

二 前号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債

(共済計理人の要件)

第九十二条 法第五十条の十一第二項の厚生労働省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

(負債の評価)

第四百九十九条 負債については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならぬ。

2 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。

- 一 次に掲げるもののほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金
- イ 退職給付引当金（使用人が退職した後、当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）

ロ 返品調整引当金（常時、供給するたな卸資産につき、当該供給の際の価額による買戻しに係る特約を結んでいる場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）

二 前号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債

(共済計理人の要件)

第九十二条 法第五十条の十一第二項の厚生労働省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

一 公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、共済若しくは保険又は年金の数理に関する業務に五年以上従事した者

二 公益社団法人日本年金数理人会の正会員

附則

第一条～第二条 (略)

(契約締結時の書面の交付に関する特例)

第三条 第五十一条第三項第三号に掲げる費用の変更(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)第二条の規定による消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第二十九条の改正に伴う消費税額に相当する額及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号)第一条の規定による地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の八十三の改正に伴う地方消費税額に相当する額の変更に限る。)を行った組合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十一条第三項第三号イ	加える場合	加える場合又は同号イに掲げる事項のうち第
--------------	-------	----------------------

一 社団法人日本アクチュアリー会(昭和三十八年五月十四日に社団法人日本アクチュアリー会という名称で設立された法人をいう。)の正会員であり、かつ、共済若しくは保険又は年金の数理に関する業務に五年以上従事した者

二 社団法人日本年金数理人会(平成十年五月一日に社団法人日本年金数理人会という名称で設立された法人をいう。)の正会員

附則

第一条～第二条 (略)

(新設)

第五十一条第一項第三十九号	第三十五号	三項第三号に掲げる費用に変更を加える場合
		附則第三条の規定により読み替えて適用する第三十五号